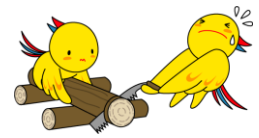




## 企業の森づくり活動への 取組に関する協定



メットライフ生命保険株式会社と兵庫県、神戸市及び公益社団法人兵庫県緑化推進協会は、「新ひょうごの森づくり計画」に基づく県民総参加の森づくりを推進し、地球温暖化防止をはじめ次世代の子供たちによりよい環境を引き継ぐことを目指し、森林保全活動に協働して取り組めます。

メットライフ生命保険株式会社は、保険業法等適用ある法令等で許容される範囲内で、地域社会に対する企業貢献として森林保全活動に参画し、原則として「メットライフ生命の森 活動計画書」に基づき、水源のかん養、地球温暖化防止等の森林の公益的機能の増進を図る活動を行います。

兵庫県、神戸市及び公益社団法人兵庫県緑化推進協会は、メットライフ生命保険株式会社の取組に対し、必要な指導・助言及び保全活動に必要な情報を提供します。また、メットライフ生命保険株式会社と合意した内容でホームページ・広報誌に紹介する等積極的な広報を推進します。

この協定の有効期間は、締結日から1年間とします。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、協定当事者のいずれからも特段の申し出がない場合は、この協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、更新は4回までとします。

協定当事者は、相手方に対し、自己またはその役職員等が反社会的勢力に該当せず、自己またはその役職員等が反社会

的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるような事実はないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、自己がこれに違反した場合は、相手方は、何らの催告を要せず、また何ら賠償または補償をすることなく、この取組を終了することができるものとし、ます。

協定当事者は、この協定の有効期間中にかかわらず、取組を終了したい場合、予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、相手方に何らの責任を負うことなく、取組を終了することができるものとし、ます。

令和4年8月1日

メットライフ生命保険株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

取締役 代表執行役 会長 社長 最高経営責任者  
ディルク・オステイン

兵 庫 県

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵 庫 県 知 事 齋 藤 元 彦

神 戸 市

兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神 戸 市 長 久 元 喜 造

公益社団法人兵庫県緑化推進協会

兵庫県神戸市中央区北長狭通5丁目5番18号

会 長 齋 藤 元 彦